

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

守谷市長 松丸 修久

市町村名 (市町村コード)	守谷市 (08224)
地域名 (地域内農業集落名)	高野地区 ( 高野1、高野2、根切、乙子 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 9 月 30 日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・土地改良区内の田んぼにおいては、谷津田となっている圃場や高低差がある圃場が散在しており、耕作地の集約化が難しい。  
 ・農業をしても赤字になり、生計を立てられないため、新たな担い手も不足しているし、今の担い手も機械を導入できず、規模拡大できない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物として、大規模農家へ集積・集約を進め、団地化を形成する。  
 ・水田における耕作地の集約化を図るために、条件の悪い圃場の整備等を行う必要がある。  
 ・地域内で県道の整備が進んでおり、将来的には県道周辺の開発により農地の減少が予想されることから、小規模でも取り組める作物をつくる農家の確保・育成に取り組む必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	50.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	50.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
必要に応じて、今後検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策協議会による活動を強化し、有害鳥獣による農作物被害の軽減を図る。